

## ウィーン会議「メディアとデジタル時代のための教育」で 採択されたユネスコへの勧告

1999年4月20日

### 一般的枠組みと組織

第29回ユネスコ通常会議は、起草決議案61を採択するにあたり、1998年～1999年のプログラムにおいて、若い人たちのためのメディア教育とメディア・スペースの創造をさまざまな方法や行動によって支援し、確保すべきであることを承認した。これらの行動計画は、「メディア教育に関するグリュンバルト宣言」(1982)やトゥルーズ会議「メディア教育の新しい方向性」(1990)などのユネスコおよび加盟諸国による多様なイベントやドキュメントをその基盤としている。

1998年の準備作業に続いて、オーストリア・ユネスコ国内委員会およびオーストリア連邦教育文化省はユネスコとともに国際会議「メディアとデジタル時代のための教育」を組織した(ウィーン、1999年4月18日～20日)。

33カ国から41名の代表が招聘され本会議に出席した。会議の勧告に基づき、ユネスコ加盟各国は、メディア教育と若い人たちのメディア・スペースの創造に関するユネスコ・プログラムを通じて、再び行動計画を準備する。

会議期間中には、近隣の中等学校生徒によるビデオと新聞の取材が行われた。ラジオ・インタビューは小学生が行った。この活動は同時進行で行われ、生き生きと会議取材だけでなく、大人を対象とする会議においても、若い人たちがメディアの使い方とメディアそのものについて学ぶことができるという具体例を示すものであった。

会議における発表と討議の後、3つの作業グループが組織され、「メディアとデジタル時代の教育」という会議のテーマに沿ってユネスコに勧告する行動計画に対して、政策声明または提案を作成するために参加者から意見を収集した。任命された作業グループは、次の日、これらの収集した声明と行動提案に基づいて、一連の政策と勧告からなる声明文を作成した。

### 一般的定義、原則、政策声明

メディア教育は

- 全てのコミュニケーション・メディアと関わっており、印刷された言葉、グラフィックス、音声、静止画像、動画など、あらゆるテクノロジーを使って作成されたものを含んでいる。
- その社会で利用されているコミュニケーション・メディアの理解とその仕組みについての理解を可能にし、他者とのコミュニケーションにメディアをどのように使うかという技能の獲得を可能にする。
- 人びとが次のことを学べるようにする。

- ・メディア・テキストを分析し、批判的に内省し、メディア・テキストを創造する方法
- ・メディア・テキストの情報源を定義し、その政治的・社会的・商業的・文化的関心と文脈を認識する方法
- ・メディアが提示するメッセージと価値観を解釈する方法
- ・自分のメッセージや物語をコミュニケーションするために、あるいはオーディエンスにそれを届けるために適切なメディアを選ぶ方法
- ・受容と生産のいずれにおいてもメディアに対するアクセスを獲得、または要求する方法

メディア教育は、世界のあらゆる国において、すべての市民の表現の自由、情報に対する権利の基本的権利の一部であり、民主主義を構築し維持する手段である。様々な国におけるメディア教育の性格、発展の相違を認識しつつ、この会議「メディアとデジタル時代のための教育」の参加者は、メディア教育が、可能な限りいかなる場所においても、教育カリキュラムや非公式の生涯教育に導入されるべきであることを勧告する。

メディア教育は、広範囲のテキスト、すなわち人びとに豊かで多様な文化的経験を提供するすべてのメディア(印刷物、写真、音響、映像)を対象としている。ニューテクノロジーをこれから導入する方向にある国においては、メディア教育は、メディアが文化や伝統を再提示したり、誤って提示する可能性があることを市民が認識するための手助けとなり得る。

- ・電子・デジタル技術へのアクセスが限定されていたり、あるいは、まだ存在しないところでは、メディア教育はその状況の下で使用可能なメディア・テキストを対象として行うことができる。
- ・メディア教育は、すべての社会のすべての市民に力をつけることを目的とし、特別なニーズを持つ人びとや社会的・経済的弱者がメディア教育を受けられるよう保証しなければならない。
- ・メディア教育は、社会的・政治的紛争、戦争、自然災害、生態の変動などに対して重要な役割を果たし、それらの状況に対応しなければならない。

上記の一般的定義と政策声明に鑑み、ウィーン会議の参加者は次のことを勧告する。

1 ユネスコはメディア教育の様々な側面を示すために国内および国際的レベルで次のようないくつかの研究を促進しなければならない。

- ・メディア教育プログラムの導入あるいは展開を希望する地域における探索的なプロジェクト
- ・国際比較研究
- ・メディア教育のプログラムと実践の効果に関して検証する厳密な評価研究

2 ユネスコはメディア教育を始める教師やすでにそれに従事している教師の養成方法とプログラムに関する比較文化的検討を促進し、その実施に際しては、経験を共有することを保証しなければならない。

3 ユネスコはカリキュラムと教育学とリソースとを教育的に統合するときに妥協に陥らないよう保証するために、倫理的原則に基づいて、メディア教育の取り組みやプログラムへの法人支援を呼びかける適切なガイドラインを開発しなければならない。

4 ユネスコはウィーン会議の勧告に応えるパートナーシップと資金調達を推進し、行動計画を立てるための援助をしなければならない。

5 ユネスコは現存する著作権制度を周知させ、メディア教育の必要性を十分に認識しつつ教育目的で映像メディア、デジタル・メディアをコピーする権利は印刷物と同様であることを明示する国内的、地域的著作権を発展させていくように奨励しなければならない。

6 ユネスコはこの行動を促進し、コーディネートするために、メディア教育の国際的クリアリングハウスを設置しなければならない。  
このクリアリングハウスはメディア教育に関与する国内および国際ネットワークや機関と協力する。さらに、メディア教育に公式、非公式に関与するすべての専門家や機関の協力が強調されなければならない。

クリアリングハウスは次のことをする。

- ・方策を共有し、メディア教育教材を頒布し、メディア教育への意識の覚醒を促進し、強調する。
- ・メディア教育を発展させる永続的なオブザーバトリーとなる。
- ・全ての国や言語においてメディア教育が平等に発展するように広く普及させることに特に注意を払う。

クリアリングハウスはウィーン会議で採択された全ての勧告を充たすため、できるだけ早く設置されなければならない。

ウィーン会議の参加者は、ユネスコがそのメディア教育プログラムをレビューし、この勧告を実行するために必要なリソースを割り当てることを早急に行うことを勧告する。

ユネスコとウィーン会議の参加者はユネスコの国内代表と関係する機関にこの勧告を伝達し、普及する努力をしなければならない。

以上は、ウィーン会議全体会議において満場一致で承認された。

(訳責：宮崎寿子／鈴木みどり)

— 『fct GAZETTE』 NO. 72 (2000年11月)掲載 —